

## 感染症と診断された場合の対応について

学校安全保健法施行規則第 18 条に規定された、学校において予防すべき感染症の種類は以下の通りです。

### 第 1 種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群の一部、鳥インフルエンザ H5N1

### 第 2 種

インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 以外）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核

### 第 3 種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎など）

これらの感染症と診断された場合、以下のように対応してください。

- 1, 診断結果を学校に電話で連絡してください。欠席ではなく出席停止になります。
- 2, 医師の指示に従い、療養してください。
- 3, 感染のおそれがなくなると医師に診断された場合は、本校指定の登校許可書（または医師の治癒証明書）に記入をしてもらい、学校に提出してください。

平成 24 年 2 月 1 日作成